

3月6日から19日まで「平成30年第1回芝山町議会定例会」が開催され、一般会計予算案など上程された議案28件が審議の結果、可決されました。

### 芝山町治山事業分担金徴収条例の制定について

(議案第1号)

芝山町が行う治山事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づく分担金の徴収に關し必要な事項について制定する。

■施行期日

平成30年4月1日

### 芝山町公園の設置及び管理に關する条例の制定について

(議案第2号)

現行の芝山公園のみを対象とした芝山公園の設置及び管理に關する条例を廃止し、芝山町が設置・管理する公園について新たに条例を制定する。

・芝山公園

・芝山工業団地公園

・はにわ台児童公園

・バルールド第1公園

・バルールド第2公園

・あけぼの団地公園

・菱田第1公園

■施行期日

平成30年4月1日

### 芝山町空家等対策協議会条例の制定について

(議案第3号)

芝山町内に存在する空家などに関する対策について、総合的かつ計画的に実施するための空家対策計画の作成および変更、実施に關し、協議を行うことを目的として協議会を組織するた

め、新たに条例を制定する。

■施行期日

平成30年4月1日

### 芝山町土砂等埋立て等規制条例の制定について

(議案第4号)

残土などによる土地の埋立て行為などについて、自然環境および生活環境を保全し安全で快適な生活を確保するため、芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に關する条例を廃止し、新たに条例を制定する。

■施行期日

平成30年4月1日

### 芝山町個人情報保護条例の一



**部を改正する条例の制定について**

(議案第5号)

個人情報の保護に関する法律の改正が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、改正を行う。

■施行期日 公布の日から施行

**芝山町特定個人情報保護条例及び芝山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第6号)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、改正を行う。

■施行期日 公布の日から施行

**芝山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第7号)

平成30年4月1日から、持続

可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、改正を行う。

■施行期日

平成30年4月1日

**芝山町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第8号)

行政課題への取り組みや住民サービスをより一層向上させるため、まちづくり部門および健康福祉部門を強化し、また職員定数を実状に即した人員構成とするため、条例を改正する。

■施行期日

平成30年4月1日

**特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第9号)

芝山町防災会議条例第3条および芝山町都市計画審議会条例第2条に規定する委員について、地方自治法第203条の2の規定に基づき報酬を支給するため、条例を改正する。

■施行期日

平成30年4月1日

**はにわ台団地給水施設及び汚水処理施設維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第10号)

はにわ台団地は、平成18年度に千葉県企業庁から管理業務の移管を受け、現在は芝山町で団地内の施設管理を行っている。団地内において単独で汚水処理を行っていたが、平成29年度から下水道処理施設へ接続したことに伴い不要となった汚水処理施設は、平成29年12月末をもって解体工事が完了し、汚水処理施設についての施設維持管理基金が不要となったため、条例を改正する。

■施行期日 公布の日から施行

**芝山町国民健康保険条例及び芝山町国民健康保険特別会計準備基金条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第11号)

国民健康保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行され、国民健康保険の保険者が「市

町村」から「都道府県及び市町村」に変更となることに伴い、条例を改正する。

■施行期日

平成30年4月1日

**芝山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

(議案第12号)

介護保険法および介護保険法施行令に基づき、保険者として町が定めるべき保険料などを改定するため、条例を改正する。

■施行期日

平成30年4月1日

**はにわ台団地汚水処理施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について**

(議案第13号)

はにわ台団地は、平成18年度に千葉県企業庁から管理業務の移管を受け、現在は芝山町で団地内の施設管理を行っている。団地内において単独で汚水処理を行っていたが、平成29年度から下水道処理施設へ接続したことに伴い不要となった汚水処理施設は、平成29年12月末をもって解体工事が完了し、汚水

処理施設についての施設整備基